



自己負担が家族で**10万円**を超えたら申請を

医療費控除で上手に節税

医療費控除とは、ご家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告することで所得税の一部が戻ってくる制度です。前年1月から12月までに支払った医療費が10万円（または年間所得の5%の少ないほう）を超えるとき、上限200万円までがあなたの課税所得額から控除され、税金が精算されます。



確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日までとなっています（期日が土曜・日曜の場合は翌月曜日）。サラリーマンなどの給与所得者による医療費控除等の還付申告については、1月から手続きできます。

- 確定申告書（国税庁のホームページ上で作成可能）
- 医療機関等の領収書
- 給与の源泉徴収票
- 印鑑
- 還付金受取口座の預金通帳 など

医療費控除の申告には、次の書類が必要です

医療費控除の計算式

$$\text{支払った医療費}^{\text{①}} - \text{保険金などで補てんされる額}^{\text{②}} - \text{10万円}^{\text{③}} = \text{医療費控除額}^{\text{④}}$$

- ① 家族分も含め、1月1日～12月31日に支払った医療費の年間合計額
- ② 健康保険からの高額療養費・出産育児一時金、生命保険からの入院給付金など
- ③ 年間所得の5%のほうが少ない場合はその金額
- ④ 控除額は200万円まで。払い戻される税金額は、控除額と課税所得に応じた税率により決定

※詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。
 ※申告は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）でも可能です。http://www.e-tax.nta.go.jp/

医療費控除の対象となる費用

- 医療機関に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用・往診費用
- 入院時の食事療養や生活療養にかかる費用負担
- 歯科の保険外費用
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- あんま・指圧・はり・きゅうの施術費
- 義手や義足などの購入費
- 医師の証明がある6カ月以上の寝たきりの人のおむつ代
- 訪問看護ステーションの利用料
- 老人保健施設や療養病床の利用料（介護費・食費・居住費の自己負担分）など

医療費控除の対象とならない費用

- ✕ 美容目的での整形手術や歯列矯正の費用
- ✕ 健康診断や人間ドックの費用
- ✕ インフルエンザ予防接種代
- ✕ 自家用車で通院するときの駐車料金やガソリン代
- ✕ 親族に支払う療養上の世話の対価
- ✕ ビタミン剤や体力増強など、健康増進のための保健薬や健康食品の購入費 など

事業概要 (平成27年11月末現在)	被保険者数 男 1,719人 女 972人 計 2,691人	被扶養者数 1,259人 1人当たり扶養率 0.47人
	事業所数 8事業所	平均標準報酬月額 男 374,994円 女 268,134円 平均 336,395円